

九州大学病院研修生受入規程

平成16年度九大規程第96号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 4年 3月31日
(令和3年度九大規程第109号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学病院（以下「病院」という。）において、医療技術者等を病院研修生（病院において研修を受ける者をいう。以下同じ。）として受け入れる場合の手續、研修料等について必要な事項を定めるものとする。

(病院研修生の範囲)

第2条 病院研修生として受け入れることができる者は、第5条の表の左欄に掲げる者とする。

(申請)

第3条 前条に定める者が研修を受けようとするとき又は医療関係団体等が病院研修生として派遣しようとするときは、次に掲げる書類を添えて九州大学病院長（以下「病院長」という。）に申請しなければならない。

- (1) 所定の病院研修生受入申請書
- (2) 履歴書
- (3) 該当する職種の免許証又はそれと同等の書類の写し
- (4) 健康診断書

2 前項の書類は、研修開始の日の1月前までに提出しなければならない。

3 前条に定める者の職種に第1項第3号に規定する書類が発行されない場合には、その者が所属する医療関係団体等の長からの推薦状をもって代えることができる。

(受入れの許可)

第4条 病院長は、前条の規定による申請があった場合は、病院の業務に支障がなく、かつ、受入れを適当と認めるときに限り、これを許可をするものとする。

2 病院長は、前項の許可をしたときは、所定の病院研修生受入許可書を交付する。

3 研修期間については、病院長が認める期間とし、受入れを許可する日の属する事業年度を超えることはできない。

(研修料)

第5条 研修料は、病院研修生1人につき、研修の種類ごとに、次の表に定める金額とし、研修の期間に応じ、その全額を受入れの許可をした後直ちに病院研修生又は当該病院研修生を派遣する医療関係団体等から徴収するものとする。ただし、救急救命士の気管挿管実習及び薬剤投与実習に係る研修料は、研修終了後に当該研修中の成功症例数に応じた額を徴収するものとする。

研 修 の 種 類	単 位	金 額 (円)
薬剤師	1日	1,200
看護師・保健師・助産師	1日	1,000
看護師・保健師・助産師<認定看護師(臨地実習)研修>	1日	3,200
臨床検査技師	1日	1,300
臨床(衛生)検査技師<認定輸血検査技師研修>	1日	5,000

診療放射線技師	1日	2,600
理学療法士	1日	3,000
作業療法士	1日	3,000
栄養士	1日	1,300
臨床工学技士	1日	1,400
救急救命士（気管挿管実習及び薬剤投与実習を除く。）	8時間	900
救急救命士（気管挿管実習）	成功症例1例	2,500
歯科衛生士	1日	1,200
言語聴覚士	1日	3,000
臨床心理士	1日	1,600
臨床研究のための医療情報関連業務に携わる技術者	1日	3,200

- 2 前項の規定にかかわらず、研修料に関し、病院研修生又は当該研修の派遣機関から同項の表の金額より高額の出があるときは、当該出の金額をもって研修料の額とすることができる。
- 3 研修料を所定の期日までに納付しない者に対しては、病院長は、受入れの許可を取り消すものとする。
- 4 第1項本文の規定にかかわらず、病院長が認めるときは、研修料を研修期間終了後に徴収することができる。
- 5 既納の研修料は、還付しない。

（研修課程）

第6条 病院研修生の研修課程は、病院長が別に定める。

（病院研修生の責務）

第7条 病院研修生は、本学の諸規則を遵守しなければならない。

- 2 病院研修生は、病院長の指示に基づき研修を行うものとする。

（受入れの許可の取消し等）

第8条 病院研修生が前条の規定に違反し、又は病院研修生としてふさわしくない行為があったときは、病院長は、当該病院研修生の研修を停止させ、又は受入れの許可を取り消すものとする。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、病院研修生の受入れに関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規程第65号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規程第127号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大規程第28号）
この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規程第26号）
この規程は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規程第75号）
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規程第138号）
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第5号）
この規程は、令和元年5月7日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第61号）
この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第109号）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。